

# 「一般社団法人 愛知県腎臓病協議会ホームページ広告取扱要綱」

## (目的)

第1条 本要項は、一般社団法人愛知県腎臓病協議会（以下「愛腎協」という）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「HP」という）への広告に関して、必要な事項を定めるものとする。（広告の種類および範囲）

第2条 1. HPに記載する広告は、愛腎協のHPとして品位等を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

(1) 法令若しくは条例又は規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの。

(2) 政治性のあるものや選挙に関係するもの。

(3) 公序良俗に反するおそれのあるもの。

(4) 前各号に掲げるものの外、愛腎協がHPに掲載する広告として適当でないと認めるもの。

2. 広告対象者は企業・団体とする。

## (バナー広告の規約)

第3条 広告の規格は一律以下のとおりとする。

(1) 縦 60 ピクセル×横 234 ピクセル 解像度 72ppi  
(トップページのバナーサイズに相当する。)

(2) データ形式：GIF、JPEG

## (広告掲載料)

第4条 1 枠あたりに広告掲載料は、半年 30,000 円、年間 54,000 円とする。

## (広告掲載期間)

第5条 広告期間

(1) 広告期間は掲載開始日の翌月より起算する。

(但し、翌年度以降は、毎年度とする)

(2) サーバーのメンテナンスや不慮の事故等でHPを一時閉鎖した場合、その期間に応じて掲載期間の延長を行わないものとする。

(3) 掲載内容の修正に伴い、バナー広告の掲載が一時中断された場合、その中断した期間に応じての掲載期間の延長は行わないものとする。

(4) 広告掲載期間の延長は、広告掲載期間終了の1ヶ月前に広告掲載を取り下げの旨の届出がない場合、1年間の自動延長とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」）は、愛腎協・広告バナー編集担当にメールで申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 愛腎協は、前条の規定により広告掲載の申し込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の振込み)

第8条 広告掲載の決定を受けた者（以下「お客様」）は、速やかに愛腎協が指定する口座に振り込むものとする。

(広告内容の責任)

第9条 広告原稿に関する責任は、お客様が負うものとする。

(お客様の届出義務)

第10条 お客様は、次の各号に該当する場合は、速やかに愛腎協に届けなくてはならない。

- (1) 広告掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) リンク先 HP のアドレスを変更するとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、申請内容に変更があった場合。

(広告掲載の取り消し)

第11条 1. 愛腎協は、次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) お客様が、広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告内容が第2条の各号に該当すると判明したとき。
- (3) お客様から、広告申込内容変更届けにより、広告掲載を取り下げる旨があった場合。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、愛腎協が広告掲載を取り消す必要があると認めたとき。

2. 前項の規定により掲載を取り消した場合は、愛腎協は、お客様に通知するものとする。

3. 第1項2号から第4号の各号に掲げる規定により、広告掲載の取り消しを行ったとき、及びお客様の事由により掲載の取り消しを行ったときは、広告掲載料は返金しないものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項第2号に該当する事由により、愛腎協が損害を被った場合は、愛腎協はお客様に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の返金)

第13条 お客様の責に帰さない事由により、広告の掲載ができなくなったときは、振込の広告掲載料を返金する。  
前項の規定により返金する広告掲載料は、掲載を取り消し日を含む月を除き残された月数分を返却する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は愛腎協が別途定める。